

事 務 連 絡
令和8年(2026年)7月7日

一般社団法人 北海道水産土木協会会長 様

水産林務部総務課課長補佐（管理）

小型無人機等による飛行禁止空域について

今般、小型無人機等飛行禁止法が改正され、7月14日からは飛行禁止エリアである対象施設周辺地域がこれまでの300mから1,000mに拡大されるとともに、対象施設（レッドゾーン）上空のみならず、対象施設周辺（イエローゾーン）上空において飛行禁止に違反した場合でも、罰則が適用されることです。

つきましては、小型無人機等（ドローン、ラジコン機、気球等）を飛行させる場合には、航空法および小型無人機等飛行禁止法など関係法令を遵守するよう、御協会員への注意喚起をお願いいたします。

あわせて、同様の事態が発生した際は、工事監督員等まで速やかに報告するようお願いいたします。

（ 担当：係長 辻 真哉
内線：011-204-5454 ）

ドローンの飛行ルール

！ 飛行禁止空域

① 空港周辺



② 緊急用務空域



③ 150m以上の上空

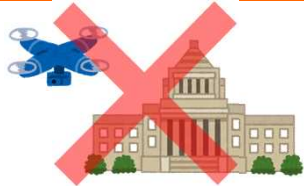


④ DID(人口集中地区)



☞ ①～④の空域で飛行させたい場合には、国土交通大臣の許可が必要です。詳細は国土交通省航空局HPへ！
※ 空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む。)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

⑥ 国の重要な施設等※の周辺



⑦ 外国公館の周辺



⑧ 防衛関係施設の周辺



⑨ 原子力事業所の周辺



※ 国会議事堂、首相官邸、危機管理行政機関、最高裁判所、皇居・御所、政党事務所等

☞ ①、⑤～⑧の施設の周辺で飛行させたい場合には、施設管理者等の同意や都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。詳細は警察庁HPへ！

！ 飛行空域を問わず順守する必要があるルール

※下記のほか、飛行前確認、衝突予防が必要になります。

① 飲酒時の飛行禁止



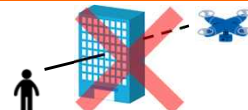
② 危険な飛行禁止



③ 夜間での飛行



④ 目視外飛行



⑤ 距離の確保



⑥ 催し場所での飛行禁止



⑦ 危険物輸送の禁止



毒物類、引火性液体、火薬類、凶器など

⑧ 物件投下の禁止



☞ ③～⑧の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣の承認が必要です。

国土交通省HP



◀日本語
English▶



警察庁HP



◀日本語
English▶



使用する無線機器

技適マークがついていない免許不要の無線機器(免許不要の無人航空機を含む)は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。

技適マーク



総務省HP



◀日本語
English▶

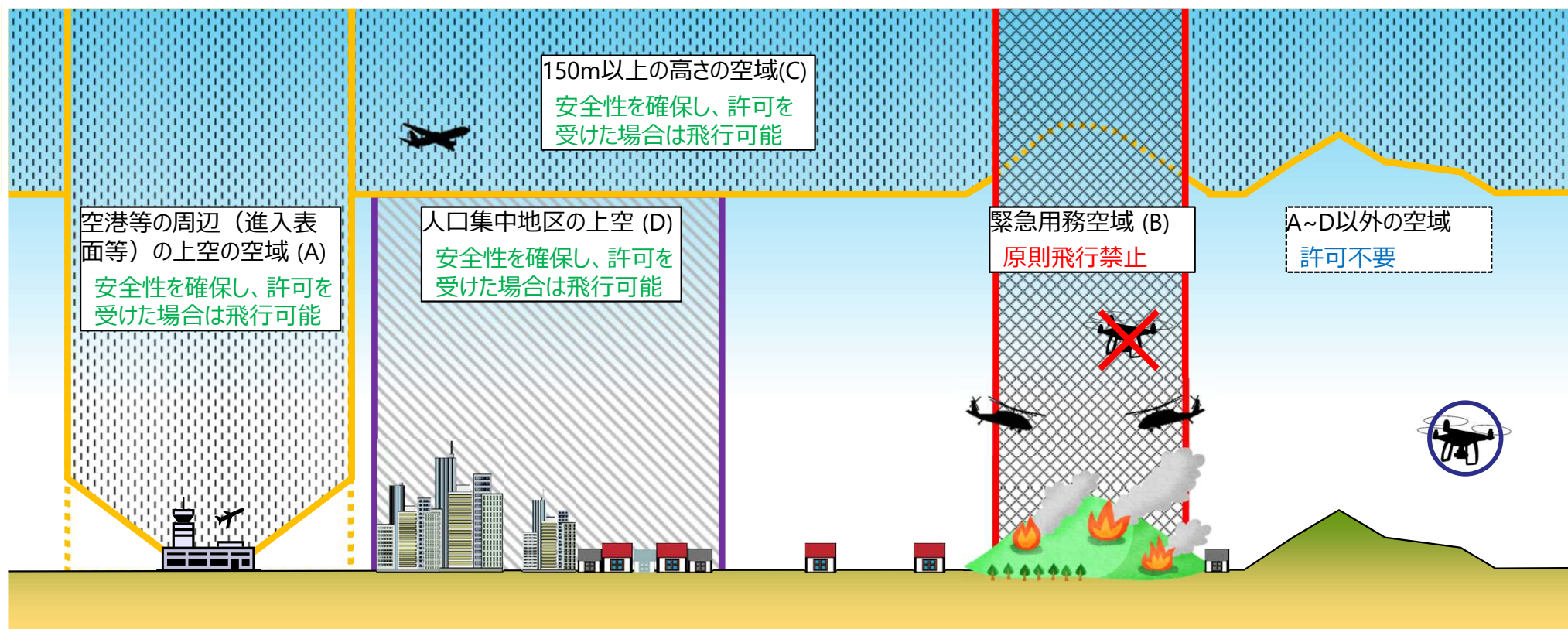


国土交通省



警察庁
National Police Agency

無人航空機の飛行禁止空域



(A) (B) (C) …… 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) …… 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）

令和8年の小型無人機等飛行禁止法改正内容

赤字が今次改正内容

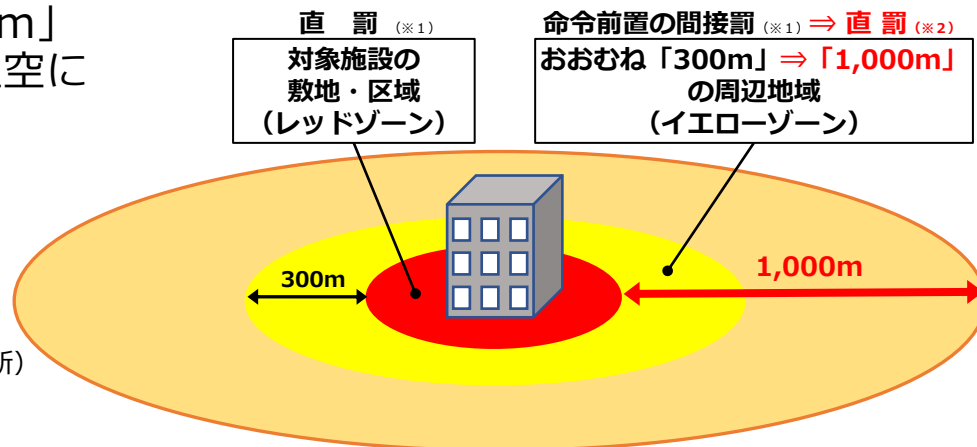
- 対象施設の敷地・区域及びその周囲おおむね「300m」
⇒ **「1,000m」**の指定された**対象施設周辺地域**の上空における小型無人機等の飛行を**原則禁止**

※ 対象施設の管理者の同意を得た者等による飛行は可能
(飛行の前に都道府県公安委員会等への通報が必要)

- レッドゾーン(対象施設の敷地・区域)上空の飛行禁止又は警察官等による措置命令に違反した者には罰則

※ イエローゾーン(対象施設周辺地域のうちレッドゾーン以外の場所)
上空の飛行禁止に違反した者に対する罰則なし

⇒ **罰則を創設**



※1 法定刑：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

※2 法定刑：**6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**

対象施設

① 国の重要な施設等

国政の中核機能等の維持

- ・ 国会議事堂等〔衆議院議長・参議院議長指定〕
- ・ 内閣総理大臣官邸等〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 危機管理行政機関〔対象危機管理行政機関の長指定〕
- ・ 最高裁判所庁舎〔最高裁判所長官指定〕
- ・ 皇居・東宮御所〔内閣総理大臣指定〕
- ・ **対象特別要人所在施設〔警察庁長官指定〕**
- ・ 政党事務所〔総務大臣指定〕

② 外国公館等

良好な国際関係の維持

- ・ 大使館等〔外務大臣指定〕
- ・ 外国要人の所在する施設〔外務大臣指定〕
- ・ **国際会議の準備・運営のための会議場施設等〔外務大臣指定〕**

③ 防衛関係施設

我が国を防衛するための基盤の維持

- ・ 自衛隊施設〔防衛大臣指定〕
- ・ 在日米軍施設〔防衛大臣指定〕

令和元年改正で追加

④ 空港

国民生活及び経済活動の基盤の維持

令和2年改正で追加

⑤ 原子力事業所

公共の安全の確保

警察官等による対象施設の安全確保措置

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること(措置命令)が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の**飛行の妨害**、**機器の破損**その他の**必要な措置**をとること**(対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。)**が可能

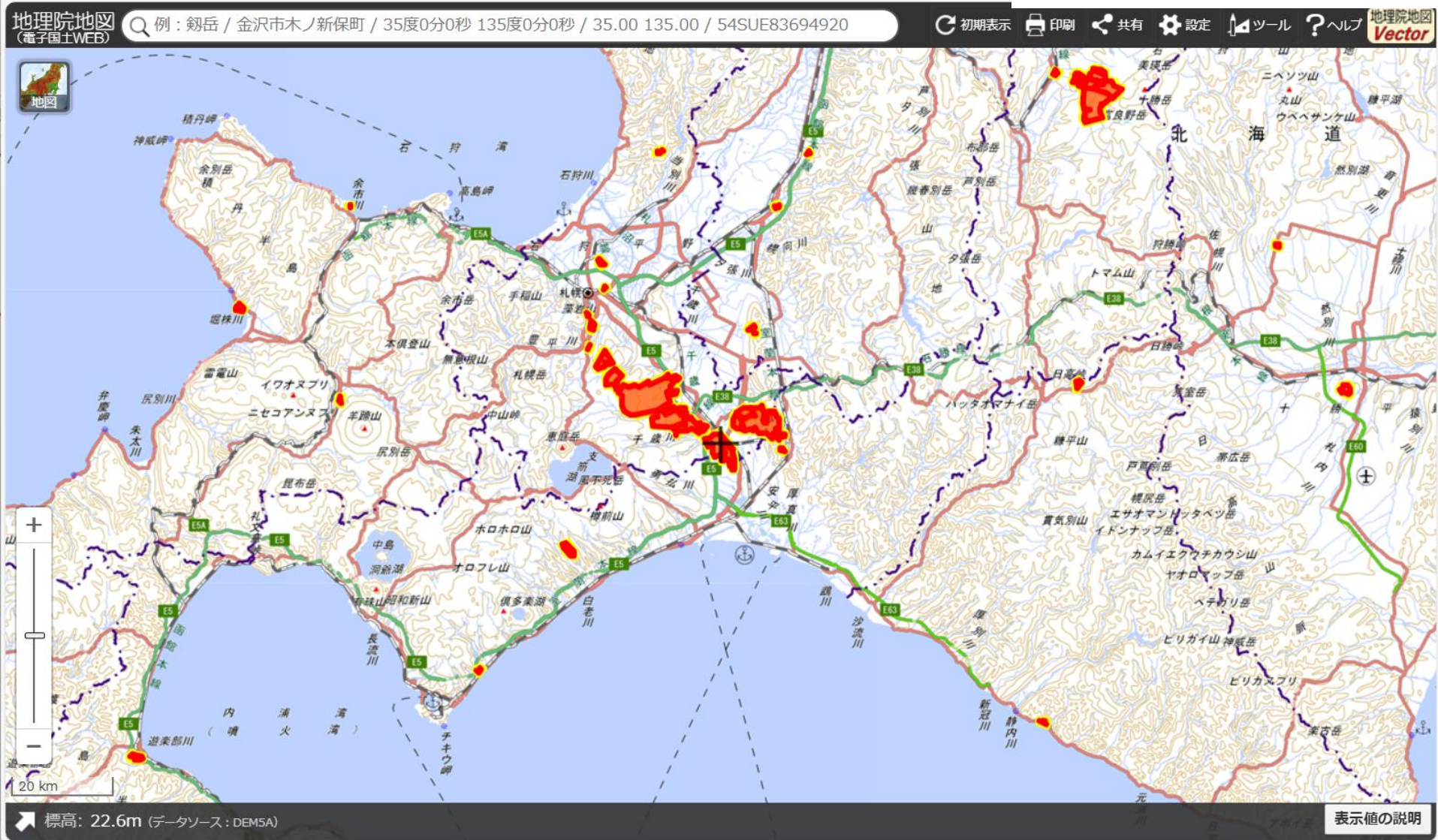
【参考】 航空法と小型無人機等飛行禁止法の比較

	航空法	小型無人機等飛行禁止法
規制対象	100g以上の無人航空機（ドローン、ラジコン機、農薬散布用ヘリコプター等）	小型無人機（100g未満含む）、特定航空用機器（気球、ハンググライダー等）
対象となる空域	人口集中地区、空港周辺の空域、150m以上の空域、催し場所の上空	国の重要な施設等の敷地（レッドゾーン）及びその周辺地域1,000m（イエローゾーン）の上空
許可申請先	国土交通省の許可	対象施設管理者等からの同意及び公安委員会への事前通報、関係機関への事前通報
無許可飛行罰則	50万円以下の罰金	レッドゾーン：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金 イエローゾーン：6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

※国土地理院が運営する「地理院地図」から、小型無人機等飛行禁止法の対象施設周辺地域（レッドゾーン及びイエローゾーン）や人口集中地区（総務省統計局）、各種空域情報（国土交通省航空局）の範囲を確認することが出来ます。

【参考】小型無人機等飛行禁止法 対象施設周辺地域

(引用：国土地理院 地理院地図)



※表示のイエローゾーンは300mです。今後1000mに拡大されるため留意願います。